

女性の活躍推進助成金【主な助成対象・助成対象外】経費について

<<ご確認ください>>

 ●原則「現状において申請工事予定である女性専用設備がない」場合に限り※1、女性の新規採用計画に伴う女性専用設備の整備※2が助成対象です。

 ※1：既存の女性専用設備の老朽化による改修工事は助成対象外です（女性専用の和式トイレを女性専用の洋式トイレに改修する場合は除く）。

 ※2：女性の新規採用計画がない場合や既存の女性社員のための職場環境整備は助成対象外です。

 ●各女性専用設備の助成対象となる数は、必要最小限の観点から原則1箇所です。ただし、トイレ個室、洗面ボウル、ロッカー、シャワー、仮設トイレの設置数は、新規採用計画人数を上限とします。

 ●助成対象の女性専用設備に設置する設備（固定して使用する設備）が助成対象です。

【主な助成対象・助成対象外 品目一覧（例）】

下表は一例です。掲載されていない項目でも助成対象外となる場合がございます。また「助成対象となるもの」として掲載されている項目でも、申請内容・製品仕様等により助成対象外となる場合がございます。（募集要項15～17頁も併せてご確認ください）

区分	○助成対象 品目(例)（原則設置工事を伴うもの）	× 助成対象外 品目(例)
共通	◆エアコン ◆換気扇 ◆照明器具 ◆ブラインド ◆ロールスクリーン ◆パーテーション（設置型・施工型）※可動式・移動式は不可 ◆防火設備（警報機） ※建築基準法により設置が必要な場合 ◆助成対象となる設備・物品等に係る工事費・設置費	【必要最小限でないもの】 ◆必要以上の機能がある照明器具（シャンデリア、スピーカー付き照明等） ◆防犯警報装置 【移動可能なもの】 ◆カーテン ◆間接照明、スタンドランプ 等 【他】 ◆中古物品 ◆既存施設・設備等の撤去費用(解体工事・研り工事等) ◆工事図面作成費用等 ◆間接経費（消費税等）・旅費・通信費 等
トイレ	◆便器・便座 （同時に設置の場合：・紙巻器 ・擬音装置） ※可動式・移動式は不可	【移動可能なもの】 ◆ゴミ箱 等
洗面所	◆洗面化粧台 または ◆鏡(設置型)と手洗い器 （同時に設置の場合・ハンドドライヤー ・タオルハンガー） ※可動式・移動式は不可	【移動可能なもの】 ◆ゴミ箱 等
更衣室	◆ロッカー（スチール製）※木製などは不可 ◆鏡(設置型) ※可動式・移動式は不可	【必要最小限でないもの】 ◆テーブル、椅子、ドレッサー、ドレッサースツール 【移動可能なもの】 ◆ハンガー 等
休憩室	◆流し台（シンク（水道）のみ、コンロなし） ※隣接する部屋にある場合は不可 ◆テーブル、椅子 ※折り畳み式などは不可 ◆ソファ	【必要最小限でないもの】 ◆床暖房 ◆空気清浄機 【助成金の趣旨に合致しないもの】 ◆調理目的のもの（IHヒーター、調理台等） ◆電化製品（電子レンジ、冷蔵庫、ポット、ＴＶ等） ◆電化製品を置く台（テレビ台、レンジボード等） 【移動可能なもの】 ◆座布団、ラグ、布団、毛布、ゴミ箱、傘立て 等
シャワー室 ※脱衣室含む （注1）	◆シャワーユニット（浴槽なし） ◆給湯器	【必要最小限でないもの】 ◆浴槽 【移動可能なもの】 ◆脱衣かご 等
洗濯機の設置(注2)	◆洗濯機 ◆洗濯機パン	
仮眠室（注3）	◆ベッド	【移動可能なもの】 ◆布団、毛布 等
ベビールーム（注4）	◆オムツ台 ◆ベビーベッド	【移動可能なもの】 ◆布団、毛布 等
工事現場に設置する 仮設トイレ	◆仮設トイレの賃借料、運搬費、設置費 ◆車載用仮設トイレの賃借料、運搬費、設置費	◆東京都発注の「女性活躍モデル工事」及び女性用の「快適に利用できる水洗洋式トイレ」の設置が義務付けられた工事に設置する仮設トイレ
車体	◆車載用仮設トイレを積載するための車体の賃借料	◆仮設トイレを積載する以外の用途で利用する車体

（注1）申請は業務上著しく汚れる等の必要性がある場合に限ります。

 （注2）申請は業務上著しく汚れる等の必要性がある場合に限り、女性の専用施設内に設置するものとします。

 （注3）申請は就業規則等により仮眠をとることについて定めがある場合に限ります。

 （注4）ベビールームは授乳・おむつ替え等のスペースとして一時的に利用するための設備であり、子どもが遊ぶためのスペースや託児用としての用途は助成対象には該当しません。